仁木町告示第　８７　号

令和７年仁木町告示第１号（令和７・８年度における競争入札参加資格申請に係る告示）の一部を次のように改正し、令和８年１０月２９日から適用する。

令和８年１０月２９日

余市郡仁木町長　　佐藤　聖一郎

第１の事項を次のように改める。

第１．資　　格

３．資格の有効期間

資格の有効期間は令和７年度及び令和８年度とする。ただし、経常建設共同企業体については、１年間とし、物件の製造、道路清掃に係る契約、物品の購入又は印刷物の製造に係る契約、林産物の売り払い、林産加工製品生産又は造林に係る契約の資格の有効期間は令和７年度及び令和８年度並びに令和９年度とする。